

随 意 契 約 結 果 表

- 1 契約の名称 平成30年度後期高齢者医療被保険者証等一括印刷業務委託契約
- 2 見積書徴取日 平成30年3月28日(水)
- 3 契約の相手方 北海道国民健康保険団体連合会
札幌市中央区南2条西14丁目
- 4 契約金額 24,899,724円(消費税込み)
- 5 その他

・履行期間は、平成30年3月29日から平成30年7月27日

- 6 契約の相手方を選定した理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

理由 被保険者証等の一括印刷は、多くの個人情報が含まれるため、通常的大量印刷物とはまったく性格の異なる特殊な印刷物であり、その情報の取扱いにも細心の注意が必要となる。そのため、印刷を行う能力に加え、情報漏洩防止等のセキュリティ面においても高い安全性と管理能力が要求される。

北海道国民健康保険団体連合会は、後期高齢者医療制度と同様の制度である国民健康保険において、道内各市町村から依頼を受けて被保険者証更新時にかかる印刷及び仕分け、発送といった作業及びその情報管理を行っており、他に道内複数市町村の被保険者証を同時期に印刷及びその情報管理までを行っている者はない。

また、後期高齢者医療制度施行時の被保険者証等印刷においても、何ら問題なく業務を完了させており、他にこうした実績のある者はいないとする。

また、国保共同電算処理事業のなかで、道内市町村の国保被保険者に関する情報を収集・管理しており、個人情報取扱いに実績があるほか、後期高齢者医療電算処理システム運用業務受託者でもあり、被保険者証印刷に必要な情報抽出処理を同一の者に行わせることで、安全性を確保することができる。

そのほかにも北海道国民健康保険団体連合会は、後期高齢者医療制度施行時に発送に向けた封入封かん業務をほぼ半数の市町村から請け負っており、今回も同作業を北海道国民健康保険団体連合会へ委託を希望する市町村がある。

そのため、印刷業務を北海道国民健康保険団体連合会へ委託し、一連の作業とすることで、広域連合、市町村双方にとって最も効率的かつ安価で業務ができると考える。また被保険者の個人情報を持ち出す相手先を統一することで、より高い情報漏洩に対する安全性を確保できると判断する。